

平成26年度の送配電部門の収支について

平成27年7月

 北陸電力株式会社

目 次

平成26年度の送配電部門の収支について・・・1

【電気事業託送供給等収支計算規則第4条に基づく公表書類】

- ・第1表 部門共通費用帰属明細表・・・2
- ・第2表 社内取引明細表・・・3～4
- ・第3表 設備別費用明細表・・・5
- ・第4表 送配電部門収支計算書・・・6
- ・第5表 固定資産明細表・・・7～8
- ・第6表 共用固定資産帰属明細表・・・9
- ・第7表 超過利潤計算書・・・10
- ・第8表 超過利潤累積額管理表・・・11
- ・第9表 特定設備投資額明細表・・・12
- ・第10表 内部留保相当額管理表・・・13

【電気事業託送供給等収支計算規則第3条に基づく監査法人による証明書】^(注)

- ・独立した監査法人の検証報告書・・・14

(注)「独立した監査法人の検証報告書」は、第1表～第6表にかかる証明書であり、第7表～第10表にかかる証明書は、監査法人より「合意された手続実施結果報告書」の提出を受け、経済産業大臣に提出済です。

■平成26年度の送配電部門の収支について

平成26年度の送配電部門の収支について、電気事業法第24条の5及び電気事業託送供給等収支計算規則に基づき算定した結果、当期純利益は71億円、現行料金原価との差額は△0億円でほぼ同水準となりました。

これは、販売電力量の減少などはあったものの、修繕費をはじめとした経費全般の効率化に努めたことなどによるものです。

○送配電部門収支

項 目	金額（億円）
営業損益	182
営業外損益	△79
特別損益	-
税引前当期純利益	103
法人税等	31
当期純利益	71

○超過利潤（又は欠損）

項 目	金額（億円）
当期純利益	71
事業報酬額 ①	148
追加事業報酬額 ②	-
財務費用（株式交付費、株式交付費償却、 社債発行費及び社債発行費償却を除く。）③	77
財務収益（預金利息を除く。）④	4
事業外損益 ⑤	△5
特別損益 ⑥	-
その他調整額 ⑦	1
超過利潤額（又は欠損額） （当期純利益-①-②+③-④-⑤-⑥-⑦）	△0

※ 金額：億円未満の端数を切捨て表示。

＜参考＞ 流通設備投資額（億円）

平成24年度	平成25年度	平成26年度
242	213	207

○電気事業託送供給等収支計算規則第4条に基づく公表書類

- ・ 第1表 部門共通費用帰属明細表
- ・ 第2表 社内取引明細表
- ・ 第3表 設備別費用明細表
- ・ 第4表 送配電部門収支計算書
- ・ 第5表 固定資産明細表
- ・ 第6表 共用固定資産帰属明細表
- ・ 第7表 超過利潤計算書
- ・ 第8表 超過利潤累積額管理表
- ・ 第9表 特定設備投資額明細表
- ・ 第10表 内部留保相当額管理表

○電気事業託送供給等収支計算規則第3条に基づく監査法人による証明書^{（注）}

- ・ 独立した監査法人の検証報告書

注）「独立した監査法人の検証報告書」は、第1表～第6表にかかる証明書であり、第7表～第10表にかかる証明書は、監査法人より「合意された手続実施結果報告書」の提出を受け、経済産業大臣に提出済です。

部門共通費用帰属明細表

平成26年4月1日から

平成27年3月31日まで

(単位 百万円)

	発電費	送電費	変電費	配電費	販売費	合計
役員給与	167	56	41	108	83	457
給料手当	2,080	847	554	1,677	1,100	6,261
給料手当振替額（貸方）	△2	△0	△0	△1	△1	△6
退職給与金	1,676	566	415	1,090	838	4,585
厚生費	489	199	130	394	258	1,472
雑給	227	76	56	147	113	622
消耗品費	488	165	120	317	244	1,335
修繕費	300	149	80	373	468	1,372
補償費	0	0	0	0	0	0
賃借料	312	155	83	387	383	1,322
委託費	1,055	524	281	1,309	1,060	4,231
損害保険料	3	0	0	0	-	4
普及開発関係費	827	73	44	107	50	1,103
養成費	328	47	38	86	64	565
研究費	280	212	1	336	263	1,095
諸費	975	329	241	634	487	2,668
固定資産税	99	49	26	123	147	447
雑税	190	22	18	40	48	320
減価償却費	569	283	152	706	1,267	2,978
固定資産除却費	47	23	12	59	101	245
建設分担関連費振替額（貸方）	△178	-	-	-	-	△178
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	△2	△0	△0	△0	△0	△3
合計	9,937	3,783	2,299	7,901	6,980	30,902

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

第2表

社内取引明細表

平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで

1. 社内取引収益及び費用明細表

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
託送収益等取引費用	10,720	基準託送供給料金相当額等取引収益	149,215
アンシラリーサービス取引費用	3,351	接続検討料相当額取引収益	3
振替損失調整額取引費用	14	変更賦課金相当額取引収益	-
過去の使用済燃料に係る費用等に相当する取引費用	1,488		
合計	15,574	合計	149,219

(記載注意)

必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項を脚注として記載すること。

2. 項目別明細表

(1) 基準託送供給料金相当額等取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金額
標準接続送電サービス料金相当額取引収益	129,971
時間帯別接続送電サービス料金相当額取引収益	9,390
臨時接続送電サービス料金相当額取引収益	122
予備送電サービス料金相当額取引収益	570
夜間最大電力発生時の割引相当額取引収益	Δ1,545
変動範囲内発電相当額取引収益	10,691
変動範囲外発電相当額取引収益	-
地帯間購入電源費取引収益	-
他社購入電源費取引収益	15
合計	149,215

(記載注意)

必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(2) 接続検討料相当額取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金額
接続検討料相当額取引収益	3

(記載注意)

- 1 接続検討料に、事業者における送配電外部から当年度中に接続検討依頼を受けた件数を乗じて算定すること。
- 2 必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(3) 変更賦課金相当額取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金額
変更賦課金相当額取引収益	-

(記載注意)

- 1 変更賦課金に、当年度の対象電力量を乗じて算定すること。
- 2 必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(4) 託送収益等取引費用

(単位 百万円)

種 類 及 び 名 称	金 額
負荷変動対応電力取引費用	10,696
地帯間販売電源料取引費用	1
他社販売電源料取引費用	23
近接性評価割引額取引費用	Δ0
合 計	10,720

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(5) アンシラリーサービス取引費用

(単位 百万円)

種 類 及 び 名 称	金 額
接続供給託送収益対応分	1
基準託送供給料金相当額対応分	3,349
合 計	3,351

(記載注意)

- 1 託送供給約款の料金率等に含まれるアンシラリーサービスに係る費用相当の単価に、当年度の送電・高圧配電関連需要に係る販売電力量を乗じて算定すること。
- 2 必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(6) 振替損失調整額取引費用

(単位 百万円)

種 類 及 び 名 称	金 額
振替損失調整額取引費用	14

(記載注意)

- 1 託送供給約款の標準変動範囲内電力料金の料金率等に、当年度の振替損失電力量を乗じて算定すること。
- 2 必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(7) 過去の使用済燃料に係る費用等に相当する取引費用

(単位 百万円)

種 類 及 び 名 称	金 額
接続供給託送収益対応分	0
基準託送供給料金相当額対応分	1,487
合 計	1,488

(記載注意)

- 1 特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要ごとに、託送供給約款の料金率等に含まれる過去の使用済燃料に係る費用等を適用して算定すること。
- 2 必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

設備別費用明細表

平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで

(単位 百万円)

	送電費	変電費	配電費	ネットワーク 給電費用	需要家費用	その他の費用	合計
役員給料	56	41	92	18	39		248
給料手当振替額(貸方)	4,524	3,253	7,384	1,451	3,171		19,785
退職給与金	△46	△60	△79	△3	△19		△209
厚生費	566	415	927	182	398		2,489
委託検査針金	793	577	1,288	249	548		3,456
委託検査針金	-	-	-	-	1,226		1,226
雑費	-	-	-	-	184		184
雑消費品	235	114	324	54	127		858
修繕費	327	169	70	106	229		902
補償費	5,388	3,404	10,708	236	5,325		25,062
貸借料	938	7	591	0	0		1,538
託送料	452	180	2,233	103	85		3,055
事業者間精算費	605	-	1	-	-		607
委託損害保険料	113	-	-	-	-		113
損害保険料	1,318	1,477	2,261	543	2,468		8,068
普及開発関係費	0	6	2	-	-		8
養成交成費	73	44	91	-	16		225
研究費	47	38	73	14	28		202
諸費	212	1	286	74	119		695
固定資産税	570	294	743	178	673		2,459
雑税	1,912	1,070	2,197	71	244		5,497
減価償却費	34	40	41	12	136		264
固定資産除却費	11,339	6,775	6,101	788	746		25,751
共有設備費等分担額	1,635	897	826	61	94		3,516
共有設備費等分担額(貸方)	-	-	-	-	-		-
地帯間購入電源費(送配電部門が購入した電気の料金に限る。)	-	-	-	-	-		-
地帯間購入送電費(電源線に係る費用を除く。)	-	-	-	-	-	5	5
他社購入電源費(託送供給に伴い購入した電気の料金に限る。)	-	-	-	-	-	15	15
他社購入送電費(電源線に係る費用を除く。)	-	-	-	-	-	1	1
建設分担関連費振替額(貸方)	-	-	-	-	-		-
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	△0	△0	△0	△0	△0		△0
電源開発促進税						10,476	10,476
事業税						1,680	1,680
開発費						-	-
開発費償却						-	-
電力費振替勘定(貸方)						△0	△0
社内取引費用						15,574	15,574
合計	31,101	18,749	36,167	4,144	15,847	27,753	133,763

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

送配電部門収支計算書

平成26年4月1日から

平成27年3月31日まで

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
営業費用	133,763	営業収益	151,996
送電費	31,101	地帯間販売電源料	1
変電費	18,749	地帯間販売送電料	185
配電費	36,167	他社販売電源料	28
地帯間購入電源費	-	他社販売送電料	-
地帯間購入送電費	5	託送収益	1,274
他社購入電源費	15	接続供給託送収益	61
他社購入送電費	1	(変動範囲内発電収益)	(4)
ネットワーク給電費用	4,144	(変動範囲外発電収益)	(0)
需要家費用	15,847	その他託送収益	1,213
電源開発促進税	10,476	事業者間精算収益	38
事業税	1,680	電気事業雑収益	1,122
開発費	-	遅収加算料金	127
開発費償却	-	社内取引収益	149,219
電力費振替勘定(貸方)	Δ0	(変動範囲内発電相当額取引収益)	(10,691)
社内取引費用	15,574	(変動範囲外発電相当額取引収益)	(-)
(負荷変動対応電力取引費用)	(10,696)		
営業利益(又は営業損失)	18,232		
営業外費用	9,213	営業外収益	1,300
財務費用	7,826	財務収益	503
(株式交付費)	(-)	(預金利息)	(54)
(株式交付費償却)	(-)		
(社債発行費)	(115)		
(社債発行費償却)	(-)		
事業外費用	1,387	事業外収益	797
特別損失	-	特別利益	-
税引前送配電部門当期純利益(又は税引前送配電部門当期純損失)	10,320		
法人税等	3,170		
送配電部門当期純利益(又は送配電部門当期純損失)	7,149		

(注) 1. 退職給付会計基準等の改正に伴い、退職給付見込額の期間帰属方法と割引率の決定方法を変更している。
この変更に伴う影響は軽微である。

(記載注意)

次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

- (1) 送配電部門収支計算書の作成に関する会計方針(重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。)
- (2) 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)
- (3) 必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項

固定資産明細表

平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで

(1) 電気事業固定資産及び固定資産仮勘定

(単位 百万円)

区 分	期 首 残 高					期 中 増 減 額			期 末 残 高				
	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額		帳簿原価 増減額	工事費負担金等 増減額	減価償却累計額 増減額	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額	
送電設備	467,289	14,911	282,513	169,864	(169,863)	6,645	10	9,617	473,934	14,921	292,131	166,881	(166,880)
土地	17,385	2,178	-	15,207	(15,207)	116	39	-	17,501	2,217	-	15,283	(15,283)
建物	403	-	220	182	(182)	1	-	13	405	-	234	171	(171)
構築物	370,174	8,864	236,414	124,895	(124,894)	5,916	△8	7,134	376,091	8,855	243,549	123,685	(123,685)
機械装置	39,470	105	29,141	10,224	(10,224)	555	△3	748	40,026	101	29,889	10,034	(10,034)
備品	913	-	766	147	(147)	16	-	25	930	-	791	139	(139)
リース資産	3	-	1	1	(1)	-	-	0	3	-	1	1	(1)
資産除去債務 相当資産	-	-	-	-	(-)	-	-	-	-	-	-	-	(-)
無形固定資産	38,938	3,763	15,970	19,204	(19,204)	38	△17	1,694	38,976	3,745	17,664	17,565	(17,565)
変電設備	325,372	3,459	233,735	88,177	(88,177)	3,229	2	3,435	328,601	3,461	237,170	87,969	(87,969)
土地	27,399	2,460	-	24,939	(24,939)	137	△0	-	27,537	2,459	-	25,078	(25,078)
建物	14,260	187	10,151	3,922	(3,922)	344	△0	201	14,605	187	10,353	4,064	(4,064)
構築物	-	-	-	-	(-)	-	-	-	-	-	-	-	(-)
機械装置	282,363	811	222,635	58,916	(58,916)	2,732	3	3,207	285,095	815	225,842	58,437	(58,437)
備品	1,020	-	864	156	(156)	17	-	25	1,038	-	889	148	(148)
リース資産	17	-	10	7	(7)	△3	-	0	14	-	10	4	(4)
資産除去債務 相当資産	-	-	-	-	(-)	-	-	-	-	-	-	-	(-)
無形固定資産	309	-	73	236	(236)	-	-	1	309	-	74	235	(235)
配電設備	393,371	9,164	230,106	154,100	(154,098)	4,895	223	4,417	398,267	9,387	234,523	154,356	(154,353)
土地	716	348	-	367	(367)	50	0	-	766	348	-	418	(418)
建物	1,063	-	513	550	(550)	-	-	46	1,063	-	559	503	(503)
構築物	361,666	8,792	208,972	143,901	(143,899)	4,430	223	3,945	366,096	9,015	212,917	144,163	(144,161)
機械装置	25,423	18	16,758	8,647	(8,647)	492	-	431	25,916	18	17,189	8,708	(8,708)
備品	3,795	5	3,341	448	(448)	△131	-	△35	3,663	5	3,306	352	(352)
リース資産	53	-	27	25	(25)	△3	-	6	49	-	34	15	(15)
資産除去債務 相当資産	-	-	-	-	(-)	-	-	-	-	-	-	-	(-)
無形固定資産	653	0	493	159	(159)	57	-	22	711	0	516	194	(194)
建設仮勘定	8,731	-	-	8,731	(8,731)	△3,190	-	-	5,540	-	-	5,540	(5,540)
送電設備	5,041	-	-	5,041	(5,041)	△2,228	-	-	2,813	-	-	2,813	(2,813)
変電設備	975	-	-	975	(975)	△731	-	-	244	-	-	244	(244)
配電設備	2,714	-	-	2,714	(2,714)	△230	-	-	2,483	-	-	2,483	(2,483)
合 計	1,194,765	27,534	746,356	420,874	(420,870)	11,579	236	17,469	1,206,344	27,770	763,826	414,747	(414,744)

(注) 1. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産は主として定率法によっている。

2. 主要件名別帳簿原価期中増減明細

(単位 百万円)

	期 中 増 加		期 中 減 少	
	件 名	金 額	件 名	金 額
送電設備	下林線新設	1,297	沢線一部撤去工事	279
	西日本新高岡線新設	628	奥田連絡線一部撤去	276
	西日本新白山支線新設	553		
変電設備	敦賀火力(発)No.1連絡用変圧器設置	691	新能登変電所 連系用変圧器増設関連除却	180
	下林変電所 新設	586	富山変電所 制御盤撤去	142
	新小松変電所 連系用変圧器増設	261		

(記載注意) 1 帳簿価額の()内には、送配電部門の固定資産を内数として記載すること。なお、建設仮勘定については、送電設備、変電設備及び配電設備ごとの電気事業固定資産に占める送配電部門の固定資産の割合を用いて算定すること。

2 期首残高の帳簿価額の()内には、この省令の規定により公表された最近の期末残高の()内の値を記載すること。

3 次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

(1) 固定資産明細表の作成に関する会計方針(重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。)

(2) 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)

(3) 償却年数又は残存価額の変更(軽微なものを除く。)をしたときは、その旨

(4) 送電設備及び変電設備に係る期中帳簿原価増減額のうち主たるものについては、主要件名別帳簿原価期中増減明細として期中増加額及び期中減少額

4 必要に応じ、資産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

(2) 電源線資産(再掲)

(単位 百万円)

区 分	期 首 残 高				期 中 増 減 額			期 末 残 高			
	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額	帳簿原価 増減額	工事費負担金等 増減額	減価償却累計額 増減額	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額
送電設備	48,169	241	34,589	13,338	△213	△1	619	47,955	239	35,208	12,507
変電設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
配電設備	405	9	237	158	△136	△3	△78	269	6	158	104
建設仮勘定	398	-	-	398	△186	-	-	212	-	-	212
送電設備	395	-	-	395	△185	-	-	210	-	-	210
変電設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
配電設備	2	-	-	2	△1	-	-	1	-	-	1
合 計	48,973	250	34,826	13,896	△536	△5	540	48,437	245	35,366	12,824

(記載注意)

- 1 建設仮勘定については、送電設備、変電設備及び配電設備ごとの送配電部門の固定資産（建設仮勘定を除く。）に占める当該設備の電源線資産の割合を用いて算定すること。
- 2 必要に応じ、資産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

第6表

共用固定資産帰属明細表

(1) 電気事業固定資産及び固定資産仮勘定

平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで

(単位 百万円)

	摘 要	帳 簿 価 額		帰 属 基 準
		期首残高	期末残高	
業務設備	送電費対応分	3,772	3,630	} 各部門業務用建物床面積比等
	変電費対応分	2,059	1,921	
	配電費対応分	8,406	8,254	
	ネットワーク給電費用対応分	4,657	4,642	
	需要家費用対応分	2,599	2,495	
建設仮勘定		567	682	
業務設備	送電費対応分	99	118	} 業務設備比 (送電費対応分～需要家費用対応分)
	変電費対応分	54	62	
	配電費対応分	221	269	
	ネットワーク給電費用対応分	122	151	
	需要家費用対応分	68	81	
合 計		22,062	21,627	

(記載注意)

- 1 期首残高の帳簿価額には、この省令の規定により公表された最近の期末残高の値を記載すること。
- 2 必要に応じ、資産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

(2) 業務設備に係る固定資産明細表

平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで

(単位 百万円)

区 分	期 首 残 高				期 中 増 減 額			期 末 残 高			
	帳簿原価	工事費負担金等	減価償却累計額	帳簿価額	帳簿原価増減額	工事費負担金等増減額	減価償却累計額増減額	帳簿原価	工事費負担金等	減価償却累計額	帳簿価額
業務設備	110,607	4,803	72,782	33,022	367	1	1,253	110,975	4,804	74,035	32,134
建設仮勘定	872	-	-	872	176	-	-	1,049	-	-	1,049
業務設備	872	-	-	872	176	-	-	1,049	-	-	1,049
合 計	111,480	4,803	72,782	33,895	543	1	1,253	112,024	4,804	74,035	33,184

(記載注意)

- 1 会計規則別表第2第6表(1)及び(4)の表と同様の内容を記載すること。
- 2 必要に応じ、資産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

超過利潤計算書

平成26年4月1日から

平成27年3月31日まで

(単位 百万円)

項 目	金 額
送配電部門当期純利益（又は送配電部門当期純損失）(①)	7,149
送配電部門の事業報酬額(②)	14,844
追加事業報酬額(③)	-
送配電部門の財務費用（株式交付費、株式交付費償却、社債発行費及び社債発行費償却を除く。）(④)	7,710
送配電部門の財務収益（預金利息を除く。）(⑤)	448
送配電部門の事業外損益(⑥)	△589
送配電部門の特別損益(⑦)	-
その他の調整額(⑬=⑧+⑨+⑩+⑪-⑫)	157
料金収入比乖離額(⑧)	75
費用比乖離額(⑨)	84
変動範囲外発電料金取引損益(⑩)	0
振替供給に伴う補給電力料金取引損益(⑪)	5
法人税補正額(⑫)	7
当期超過利潤額（又は当期欠損額）(⑭=①-②-③+④-⑤-⑥-⑦-⑬)	△1
うち想定原価と実績費用との乖離額	△640

(記載注意)

- 送配電部門の事業報酬額は、法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に送配電部門電気事業報酬額として整理された額を原価算定期間の年数で除して得た額とすること。
- 追加事業報酬額は、法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に算定した額を原価算定期間の年数で除して得た額とすること。
- 料金収入比乖離額は、1. 及び2. により料金収入比を用いて送配電部門の収益及び費用に整理された額の合計額（以下この表において「料金収入比損益」という。）から、これらの額の整理の基礎としている料金収入比の代わりに基準接続供給料金収入比（電灯料（遅収加算料金を除く。））、電力料（遅収加算料金を除く。）及び託送収益（接続供給託送収益に限る。）の合計額に占める託送収益（基準接続供給収益（太陽光発電促進付加金を除く。）に限る。）及び3.(1)①イに整理された額の合計額の割合をいう。）を用いた場合の料金収入比損益の額を控除した額とすること。
- 費用比乖離額は、1. 及び2. により費用比を用いて送配電部門の収益及び費用に整理された額の合計額（以下この表において「費用比損益」という。）から、これらの額の整理の基礎としている費用比の代わりに基準接続供給費用比（電気事業営業費用（事業税、開発費、開発費償却及び電力費振替勘定（貸方）を除く。）の合計額に占める2. 及び3. に定めるところにより送配電部門の費用として整理された額（地帯間購入電源費、他社購入電源費、事業税、開発費、開発費償却、電力費振替勘定（貸方）及び託送収益等取引費用を除く。）の合計額の割合をいう。）を用いた場合の費用比損益の額を控除した額とすること。
- 変動範囲外発電料金取引損益は、変動範囲外発電収益及び変動範囲外発電相当額取引収益から、変動範囲外発電収益及び変動範囲外発電相当額取引収益に係る電力量に変動範囲内発電料金を乗じた額を控除して算定すること。
- 振替供給に伴う補給電力料金取引損益は、振替供給に伴い販売した電気の料金から、振替供給に伴い販売した電力量に変動範囲内発電料金を乗じた額を控除して算定すること。
- 法人税補正額は、送配電部門の財務収益（預金利息を除く。）、送配電部門の事業外損益、送配電部門の特別損益、料金収入比乖離額、費用比乖離額、変動範囲外発電料金取引損益及び振替供給に伴う補給電力料金取引損益に整理された額の合計額に法定実効税率を乗じて得た額とすること。
- 想定原価と実績費用の乖離額は、法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に整理された送電・高圧配電関連原価の合計額に低圧配電費並びに低圧配電費に割り当てられる追加事業報酬、遅収加算料金、電気事業雑収益、預金利息、事業税及び電力費振替勘定（貸方）の額の合計額を原価算定期間の年数で除して得た額と実際に発生した費用の額との差額とすること。
- 必要に応じ、金額の算定根拠を脚注として記載すること。

超過利潤累積額管理表

平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで

(単位 百万円)

項 目	金 額	備 考
前期超過利潤累積額（又は前期欠損累積額）（①） （うち前期乖離額累積額）（⑦）	8,608 (Δ8,396)	
当期超過利潤額（又は当期欠損額）（②） （うち想定原価と実績費用との乖離額）（⑧）	Δ1 (Δ640)	
還元額（③）	-	
当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）（④=①+②-③） （うち当期乖離額累積額）（⑨=⑦+⑧）	8,606 (Δ9,037)	
一定水準額（⑤）	14,067	平均帳簿価額 426,291百万円 事業報酬率 3.3%
一定水準超過額（⑥=④-⑤）	0	

(記載注意)

- 1 前期超過利潤累積額（又は前期欠損累積額）は、この省令の規定により公表された最近の当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）を記載すること。ただし、事業年度（開始の日を除く。）及び翌事業年度の開始の日において託送算定規則第19条1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 2 還元額は、法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に事業者が定めた額を原価算定期間の年数で除して得た額を基に算定すること。
- 3 当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）は、事業年度（開始の日を除く。）において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は当該実施後の当期超過利潤額（又は当期欠損額）に相当する額を記載することとし、翌事業年度の開始の日において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 4 一定水準額は、送配電部門に係る固定資産（電源線に係るものを除く。）の期首と期末における帳簿価額を平均した額（以下この表において「平均帳簿価額」という。）に法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に算定した事業報酬率（以下単に「事業報酬率」という。）を乗じて算定すること。
- 5 平均帳簿価額及び事業報酬率を、備考欄に記載すること。
- 6 一定水準超過額は、零を下回る場合にあっては零とすること。
- 7 前期乖離額累積額は、この省令の規定により公表された最近の当期乖離額累積額を記載すること。ただし、事業年度（開始の日を除く。）及び翌事業年度の開始の日において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 8 当期乖離額累積額は、事業年度（開始の日を除く。）において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は当該実施後の当期乖離額累積額に相当する額を記載することとし、翌事業年度の開始の日において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 9 必要に応じ、金額の算定根拠を脚注として記載すること。

第9表

特定設備投資額明細表

平成26年4月1日から

平成27年3月31日まで

(単位 百万円)

名 称	区 間 又 は 場 所	当 期 投 資 額	投 資 累 積 額
中央幹線	城端開閉所から加賀変電所 (No. 4～No. 9)		
中央幹線	城端開閉所から加賀変電所 (No. 56～No. 63)		
敦賀火力	福井県敦賀市		
新富山	富山県射水市		
新福井	福井県坂井市		
東京中部間直流連系設備関連 (東京電力分) ①東京中部間直流幹線 (仮称) ②新信濃交直変換設備 (仮称) ③その他関連工事	①新信濃 (変) 交直変換設備 (仮称)～ 中部電力東京中部間連系変換所 (仮称) ②長野県東筑摩郡朝日村		
東京中部間直流連系設備関連 (中部電力分) ①東京中部間連系変換所分岐線 (仮称) ②東京中部間連系変換所 (仮称) ③その他関連工事	①越美幹線～東京中部間連系変換所 (仮称) ②岐阜県高山市		
合 計		621	3,071

(注) 件名ごとの当期投資額および投資累積額については、今後の資材契約交渉を行うにあたり工事費低減の支障となる恐れがあることから、非開示としている。

(記載注意)

必要に応じ、設備の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

内部留保相当額管理表

平成26年4月1日から

平成27年3月31日まで

(単位 百万円)

項 目	金 額	備 考
前期内部留保相当額 (①)	6,160	
当期超過利潤額 (又は当期欠損額) (②)	△1	
還元額 (③)	-	
変動範囲外発電料金取引損益 (④)	0	
振替供給に伴う補給電力料金取引損益 (⑤)	5	
当期特定設備投資額 (⑥)	621	
当期内部留保相当額 (⑦=①+②-③+④+⑤-⑥)	5,542	還元義務額残高なし

(記載注意)

- 1 前期内部留保相当額は、この省令の規定により公表された最近の当期内部留保相当額を記載すること。
- 2 還元義務額残高 (この省令の規定により公表された最近の還元義務額残高にこの省令の規定により公表された最近の一定水準超過額に一から効率化比率を控除して得た率を乗じて得た額を加えて得た額から、還元額を控除して得た額とする。) を、備考欄に記載すること。

注1 該当すべき項目がないときは、記載を省略することができる。

- 2 営業収益の額が千億円を超える事業者は、「(単位 千円)」を「(単位 百万円)」に読み替え、百万円単位をもって表示することを妨げない。

独立した監査法人の検証報告書

平成27年7月23日

北 陸 電 力 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人


業務責任者 公認会計士

白 州 龍 三 

業務責任者 公認会計士

田 光 完 治 

業務責任者 公認会計士

西 川 正 房 

当監査法人は、「電気事業託送供給等収支計算規則」（平成18年 経済産業省令第2号）第3条の規定に基づき、北陸電力株式会社の第91期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の送配電部門収支計算書等、すなわち、送配電部門収支計算書、社内取引明細表、固定資産明細表、共用固定資産帰属明細表、設備別費用明細表及び部門共通費用帰属明細表について検証を行った。この送配電部門収支計算書等の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から送配電部門収支計算書等に対する結論を報告することにある。

なお、会社が行うすべての事業に係る収益及び費用並びに固定資産を送配電部門として整理する際に用いた基礎数値は、当監査法人が金融商品取引法に基づく監査を実施した第91期事業年度の財務諸表を作成する基礎となった会計帳簿に基づいている。

当監査法人は、業種別委員会報告第34号「一般電気事業者が作成する送配電部門収支計算書等に関する公認会計士等による証明書発行業務に係る実務指針」（平成21年5月19日日本公認会計士協会）に準拠して検証を行った。この実務指針は、当監査法人に送配電部門収支計算書等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。検証は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した収益、費用及び資産の配賦基準となる数値の検証も含め全体として送配電部門収支計算書等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、検証の結果として結論を報告するための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の送配電部門収支計算書等が、電気事業託送供給等収支計算規則第2条第1項に定める事業者に係る託送供給等収支配分基準及び同規則第2条第2項の規定により経済産業大臣に届け出た基準に基づき、北陸電力株式会社の第91期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の送配電部門に係る損益及び固定資産の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務責任者との間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以 上